

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

能登町は豊かな里山里海の自然を背景に、稲作を中心とした農業、全国的にも有名なイカ釣漁業や定置網漁業を基幹産業として栄えてきた。また、漁港を中心に湾岸部では製造・卸売などの商業も盛んであったが、長引く景気低迷などの影響を受け、町内の事業所数は減少傾向にある。また、町内の中小企業は人口減少や高齢化に伴い、人材及び後継者不足等の課題に直面している。この現状を放置すると町の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることにより、事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

能登町の産業は、農林水産業、製造業、卸・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が能登町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全て（ただし、下記3（2）で定める対象業種・事業に係るものに限る。）とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

能登町の産業は、市街地、湾岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は能登町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

能登町の産業は、農林水産業、製造業、卸・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が能登町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用拡大等の観点から、町内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内に設置されるもののみ対象とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。